

第9号

2016年
9月9日



Safety Mail

● 滋賀県警察本部交通企画課 ●

県内の交通事故発生状況

《平成28年8月末現在の人身事故》

	件数	死者	傷者
本年	3464	36	4345
前年	3869	51	5031
増減	-405	-15	-686

〈高齢者の事故〉

※高齢者…65歳以上をいう



	件数	死者	傷者
本年	954	17	567
前年	984	24	641
増減	-30	-7	-74

滋賀県では **自転車損害賠償保険** の加入が義務です！

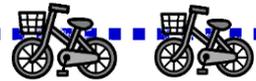
～滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例～

平成28年10月1日から滋賀県で加入義務化



自転車は手軽で便利な乗り物ですが、事故を起こした場合に高額な損害賠償を支払わなければならないことがあります。自転車事故に備え、自転車保険に加入しましょう。

自転車保険



平成28年8月末現在、滋賀県での自転車の関係する交通事故は**517件(全事故の約15%)**

保険の見直しは
お済みですか？

自転車事故に備える保険としては、自動車保険や火災保険に付ける特約のほか、近年は損害保険会社が自転車事故に特化した保険を販売しています。自転車運転者自身が死傷した場合に備える傷害保険と相手に怪我を負わせたり器物を損壊した場合に備える賠償責任保険をセットにしたものが多いです。

あなたの自転車は加入していますか！？

家族の自転車は加入していますか！？

滋賀県で自転車に乗るすべての人が対象です。



こんな高額賠償事例もありました！ **未成年**であっても賠償責任を負う事例も…

事例1

坂道を自転車で下って来た男子小学生が、歩行中の女性と正面衝突。被害者は意識不明に。

約9,500万円

(平成25年 神戸地裁)

事例2

男子高校生が車道を斜めに横断し、対向車線で自転車に乗っていた24歳男性と衝突。被害者は後遺障害が残った。

約9,300万円

(平成20年 東京地裁)

事例3

信号を無視して高速度で交差点に進入。横断中の女性と衝突し、被害者は死亡

約5,400万円

(平成19年 東京地裁)

秋の全国交通安全運動

平成28年 9月21日(水)～9月30日(金)

運動の基本

子供と高齢者の交通事故防止

9月30日(金)は
交通死亡事故死ゼロを目指す日



◆ ドライバーのみなさんへ
子どもや高齢者を見かけたら、その行動に十分注意し、徐行や一時停止するなど**思いやり運転**を心がけましょう。

◆ 歩行者・自転車のみなさんへ
道路を横断するときは「**止まる・見る・待つ**」を実行し、「もしかしたら、車が止まってくれないかもしれない」という気持ちで安全確認しましょう。



運動の重点

●夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止



特に、**反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底!**



●後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底



シートベルトは『**命綱**』です。車に乗ったら短い距離でも**シートベルトを着用**しましょう。

6歳未満の子どもを車に乗せるときは、**体格に合ったチャイルドシートに座らせてあげ**ましょう。

●飲酒運転の根絶

飲酒運転は重大事故につながります。
車を運転する人はもちろん、職場や地域ぐるみで『**飲酒運転をしないさせない環境**』を作りましょう。
飲酒運転をするおそれがある人に対して、**車両を提供しない、お酒を勧めない、飲酒運転させない**などを徹底しましょう。



高齢者マークの車には
思いやり運転を



9月15日からの1週間は『**老人週間**』です。



幅寄せをしたり、必要な車間距離が保てなくなるような進路変更は道路交法違反です。
※道路交法71条第5号の4

70歳以上の運転者が表示する高齢者マークは、周囲のドライバーへの配慮を呼びかけるためのものです。高齢者マークを表示している車には、思いやり運転を心がけましょう!

スマホを見ながらの運転は違反です!

事業所内に掲示するなど、多くの方々にご覧いただけるようご協力ください。

TEL 077-522-1231 (代表) Eメール x0022@police.pref.shiga.jp